

ローマ人への手紙第八三回質問

8:1 こういうわけで、今や、キリスト・イエスにある者が罪に定められることは決してありません。

8:2 なぜなら、キリスト・イエスにあるいのちの御霊の律法が、罪と死の律法からあなたを解放したからです。

8:3 (というのは) 肉によって弱くなったため、律法にできなくなったことを、神はしてくださいました。神はご自分の御子を、罪深い肉と同じような形で、罪のきよめのために遣わし、肉において罪を処罰されたのです。

(ロマ八章一―三節／新改訳2017)

(問一) 八章二節は、聖化について言及しているのではなく、義認に関することを述べていることを四つの点から説明して下さい。

(問二) 二節の「いのちの御霊の律法(原理)」とは「恵みの原理」であることを説明して下さい。

(問三) 二節は聖化ではなく義認と理解するべきことを三節の御言葉からも説明して下さい。



恵みの中にある「よのすばらしさ

(ロマ八章二節)

クリスチャンが救いの確信を持つことはあたりまえのことです。クリスチャンが持つ救いの確信とは、何か特別な感情とか信念といったものではありません。みことばに裏づけられた滅びることのない神の保証について知っているということです。このことがわかりますと、クリスチャンはゆるぐことのない確信を持つことができます。そして、主の働きのためにいそしむことができますのです。

クリスチャンとは、「キリスト・イエスにある者」つまり、キリスト・イエスに結びつけられた者です。「こういうわけで、今はキリスト・イエスにある者は、絶対に断罪されることはない。」これは、非常に重要な宣言であって、この神の宣言を知っているなら、わたしたちは救いの確信を持つことができます。

それでは、どうして「キリスト・イエスにある者は、絶対に断罪されることはない」のでしょうか。その理由が、それに続く二節にしるされています。「というのは、キリスト・イエスにあるいのちの御霊の原理が、罪と死の原理から、あなたを自由にしたからである。」ここで、「自由にした」と言われていることばは、原語では一回限りのことを表わす不定過去形が使われています。つまり、わたしたちが二度と断罪されることのない理由がここにしるされているわけで、それは「キリスト・イエスにあるいのちの御霊の原理が、……

あなたを自由にしたから」なのです。

ところが、このように一節からつながっていく二節の文章を、間違つて解釈する人々がいることは残念なことです。それは、普通、第二の恵みを強調する人々です。その人々は、この二節を聖化を教えるものだと解釈します。しかし、このような解釈が間違っていることは、第一に、この二節が「というのは」ということばでつながっていることを無視しているところにあります。もしも二節が聖化を意味しているとしたら、わたしたちが断罪されない理由は聖化にあることになつてしまい、聖化の結果として滅びることがないことになつてしまふでしょう。これは、義認と聖化の混同です。わたしたちが滅びないのは、義認の結果であつて、聖化の結果ではありません。第二に、さきほども申しましたように、この二節で使われている動詞は不定過去形であつて、すでにキリストにあつてなされたことであり、現在や未来に起こることではありません。第三に考えてみたいことは、このような考え方をする人の読み込み、ないし先入観が間違つた解釈に導いていることです。彼らは、この手紙において、はじめて聖霊が出て来るのがこの個所であると申します。七章一四―二五節は、それがたとい新生した人のことであつたとしても、聖霊がそこに出て来ない以上、それは第二の恵み、つまりきよめの経験をしていない人だと申します。しかし、この手紙の中で、この個所以前にも、聖霊は出て来ています。五章五節や七章六節に出て来ています。第四に、完全なきよめという教義を主張する人々には全く不利になることばが、八章一

二―三節に出て来るといふことです。もしも完全なきよめがこの八章で言われているとしたら、このようなみことばは、どのように理解したらよいのでしょうか。「兄弟たち。だから、わたしたちは肉に従って生きるべき責任を、肉に対して負ってはいない。というのは、あなたがたが肉に従って生きているならば、死ななければならぬが、御霊によってからだの行ないを殺すならば、生きるからである。」

こういうわけで、この二節は、聖化について言及しているものではありません。むしろ義認に関することを述べているわけです。ここで「罪と死の原理」と言っているものが、七章二三節で言っている「罪の原理」と同じだという解釈を受け入れるわけにはいきません。この二つは似たような言い方をしていますが、その内容は全く別のものなのです。それでは、ここで「罪と死の原理」と言っているのは、何を意味しているのでしょうか。それは、神の律法であり、モーセを通して与えられた十戒に示されている律法のことです。この手紙の最初からずっと取り上げられてきた「律法」です。

どうしてそのように解釈することができるのかと言うと、一節で取り扱われている断罪ということからです。つまり、断罪されることがない理由として、もはや律法の下にはいないということなのです。律法から自由になり、断罪されないのです。また、律法は、アダムにあって罪に陥った人間に、罪と死をもたらすために、律法のことを「罪と死の原理」と呼んでいるわけです。

このように二節を聖化ではなく、義認と理解するには、三

節とのつながりにおいても、よくわかります。三節もその最初に「⁽²⁾というのは」という意味のことばが、原語には、あつて、二節の理由として、次のように説明しています。「わたしたちが肉によつて無力になつたために、律法ができなくなつていたことを、神はしてくださつた。御子を罪ある肉と同じような姿でお遣わしになり、その肉において罪を断罪されたのである。」

わたしたちクリスチャンがもはや絶対に断罪されることがないのは、すでにこの手紙においても述べているように、「⁽³⁾というのは、罪があなたがたを支配することはないからである。それは、あなたがたが律法の下にはなく、恵みの下にあるからである。」⁽⁴⁾ また「わたしの兄弟たち。それだから、あなたがたもクリストのからだを通して律法に死んだのである。それは、あなたがたが他の人、すなわち死人の中からよみがえられた方のもとなり、こうして、わたしたちが神のために実を結ぶようになるためなのである。……しかし今は、縛られていた律法に対して死んで、それから解き放されたので、文字の古さによつてではなく、御霊の新しさによつて仕えているのである。」⁽⁴⁾

わたしたちクリスチャンは確かに律法から自由にされました。何がわたしたちを律法から自由にくれたのかと云うと、「キリスト・イエスにあるいのちの御霊の原理」です。この奇妙な言い方は、何のことでしょうか。神の律法と反対のものであることは確かです。わたしたちがクリスチャンになる前は、律法の下にあった者ですが、今は全く違った立場

に置かれています。それが「キリスト・イエスにあるいのちの御霊の原理」と呼ばれる原理の支配するところでは、それは、具体的に何のことなのでしょう。ある人々は、信者を聖化する聖霊の働きだと思っていますが、それが間違いであることは、すでに述べたとおりです。

わたしたちクリスチャンは「律法の下にはなく、恵みの下にある」⁽³⁾と言われていることばがよく表わしているように、律法と反対のものは恵みです。そこで、「キリスト・イエスにあるいのちの御霊の原理」とは、「恵みの原理」と言うことが出来るでしょう。つまり、「恵みの支配」を意味します。

それでは、どうしてここで「キリスト・イエスにあるいのちの御霊の原理」というように「原理」ということばを使っているのでしょうか。「原理」⁽⁵⁾ということばは、原語では、「律法」と同じことばです。それについては、七章二一—二五節を学んだときに説明したように、これは神の律法のことではなく、春夏秋冬がめぐってくるような自然法則などを意味する一種の法則のことなのです。それに、ヤコブが次のようにしるしているときに使っていることばでもあります。「完全な律法、すなわち自由の律法」⁽⁶⁾ここで彼が「自由の律法」と呼んでいることばは、それ自体矛盾です。「自由」と「律法」を組み合わせているのですから。しかし、ここでは「自由の支配」という意味です。それと同様、「恵みの支配」のことです。

わたしたちクリスチャンは、「キリスト・イエスにあるいのちの御霊の原理が、罪と死の原理から……自由にし」てく

れた者たちだと、ここで言っていることは、別の言い方をすれば、キリスト・イエスに結びつけられて、キリストとともに死に、キリストとともに新しいのちによみがえったということです。他の個所で、パウロが次のように述べていることにほかなりません。

「というのは、わたしたちは、キリストに結合されて、その死と同じようになつたので、たしかにわたしたちもまた、キリストの復活とも同じようになるからである。……わたしたちはキリストとともに死んだのであるから、またキリストとともに生きていることをも信じる。」

「違反の罪によって靈的に死んでいたわたしたちを、キリストとともに生かし——あなたがたが救われたのは、恵みによるのである。——キリスト・イエスにあつて、ともによみがえらせ、ともに天の座に着かせてくださった。」

「聖書に『最初の人アダムは生きた者となつた』と書いてありますが、最後のアダムは、生かす御霊となりました。」つまり、キリストに結びつけられた時、わたしたちには、キリストのいのちが与えられたのです。

それでは、キリストのいのちは、どのようにしてわたしたちに与えられたのでしょうか。それは、聖霊によってです。パウロは、次のように教えています。

「なぜなら、私たちはみな、ユダヤ人もギリシャ人も、奴隷も自由人も、一つのからだとなるように、一つの御霊によつてバプテスマを受け、そしてすべての者が一つの御霊を飲む者とされたからです。」

この八章の少しあとの所を見ると、キリストと御霊とはほとんど同じように使われています。

「しかしながら、神の御霊は、あなたがたのうちに宿っているのだから、あなたがたは肉にあるのではなく、御霊にあるのである。キリストの御霊を持っていない人は、キリストのものではない。」

だからと言って、キリストと御霊とは全く同じであると言うのではありません。三位一体の神の第二格と第三格です。救いの御業は、父なる神によって計画され、御子によって成し遂げられ、聖霊によってわたしたちに適用されるのです。ですから、わたしたちは御霊によってではなく、御子にあつて義とされるのです。それが、ここで言われている「キリスト・イエスにあるいのちの御霊の原理が、罪と死の原理から、あなたを自由にした」と言われていることです。

もちろん、パウロはこの八章で聖化のことに触れていないことはありません。聖化における御霊の働きについても述べていますし、⁽¹²⁾神の子とされた者たちにおける御霊の働きについても、⁽¹³⁾祈りの生活における御霊の働きについても述べています。しかし、ここでは義認について述べているのです。

この二節は非常に重要な主張をしているところです。救いの確かさについて、そしてクリスチャンは絶対に滅びることがないことを教えています。それを確信するように求めています。今やわたしたちを断罪する律法から解放されて、恵みの中に入れられました。その価値がどれほど素晴らしいものであるかということ、わたしたちは知らなければなりません。

ん。そして、そのようにしてくださった主の御名をほめたたえ、主の救いの目的を知り、それにそった生活をしようではありませんか。

注(1)「自由にした」(八・二二)と訳されたことばは、原語のギリシャ語では、エーレウセローセン (ἠλευθήσωσεν (ἐλευθήσῃς)) ということばが使われています。これは、不定過去形です。

(2)「というのは」(八・二二)と訳されたことばは、原語のギリシャ語では、ガル (γαρ) ということばが使われています。

(3)ローマ教会への手紙第六章一四節。

(4)ローマ教会への手紙第七章四、六節。

(5)「原理」(八・二二)と訳されたことばは、原語のギリシャ語では、ノモス (νομος) ということばが使われています。これは「律法」と訳されたことばと同じギリシャ語です。

(6)ヤコブの手紙一章二五節 新改訳。

(7)ローマ教会への手紙第六章五、八節。

(8)エペソ教会への手紙第二章五―六節。

(9)コリント教会への第一の手紙一五章四五節 新改訳。

(10)同書一二章一三節 新改訳。

(11)ローマ教会への手紙第八章九節。

(12)同書第八章四―一三節。

(13)同書第八章一四―一七節。

(14)同書第八章二五―二六節。

